

松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所型サービスAの人員、
設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 通所型サービスAに係る第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3の規定により通所型サービスAに係る第1号事業支給費が利用者に代わり当該通所型サービスAの事業を行う者に支払われる場合の当該通所型サービスAをいう。
- (3) サテライト型事業所 本体事業所とは別に通所型サービスAを提供できる場所を設け、従事者が通所型サービスAを提供する事業所をいう。

(事業の一般原則)

第3条 通所型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第4条 通所型サービスAの事業は、支援内容が決まっており介護保険事業所により定期的な関わりが必要な者、閉じこもり予防や自立支援に資する通所（ミニデイ・運動等）が必要な者等、その利用者の状態等を踏まえながら自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従事者等の員数）

第5条 事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所A事業所」という）ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数とする。ただし、通所A事業所で入浴サービスを実施しない場合は置かなくても良いものとする。
- (2) 従事者 通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- 2 当該通所型サービスAの利用定員（当該通所A事業所において同時に通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、入浴サービスを実施する場合であっても、看護職員及び従事者の員数を、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に看護職員又は従事者（いずれも専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、第1項第2号の従事者（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は従事者。次項において同じ。）を、常時1人以上通所型サービスAに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合

は、他の通所型サービス A の単位の従事者として従事することができるものとする。

5 前各項の通所型サービス A の単位は、通所型サービス A であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 通所 A 事業所が指定通所介護事業者、通所サービス事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護事業者、通所サービス事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備に関する基準等を定める条例(平成 29 年松江市条例第 101 号。以下「居宅サービス等基準条例」という。)第 100 条第 1 項から第 7 項まで、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 439 号)第 5 条第 1 項から第 7 項まで、又は松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年松江市条例第 4 号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。)第 59 条の 3 第 1 項から第 8 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 6 条 事業者は、通所 A 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所 A 事業所の管理上支障がない場合は、当該通所 A 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 通所型サービス A の提供がサテライト型の通所 A 事業所は、当該通所 A 事業所の管理上支障がない場合は、本体通所 A 事業所の管理者が職務を兼務することができるものとする。

(設備及び備品等)

第 7 条 通所 A 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型 A サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に掲げる通所型サービス A の提供に必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用

定員を乗じて得た面積以上とする。

- 3 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス等基準条例第 102 条第 1 項から第 5 項まで又は地域密着型サービス基準条例第 59 条の 5 第 1 項から第 5 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条 事業者は、通所型サービス A の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規定の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(重要事項)

第 9 条 事業者は、通所 A 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 通所型サービス A の利用定員
- (3) 通所型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 緊急時等における対応方法
- (5) 非常災害対策
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業者は、利用者に対し、適切な通所型サービス A を提供することができるよう、通所 A 事業所において、従事者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 事業者は、通所 A 事業所において当該通所事業所の従事者によって通所型サービス A

を提供しなければならない。

- 3 事業者は、従事者等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 10 条の 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(受給資格の確認)

第 11 条 事業者は、通所型サービス A の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、事業対象者又は要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

(心身の状態等の把握)

第 12 条 事業者は、通所型サービス A の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第 13 条 事業者は、通所型サービス A を提供するに当たっては、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等その他保健医療サービス若

しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、通所型サービス A の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第 14 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービス A を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

- 第 15 条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

- 第 16 条 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、当該通所型サービス A の提供日及び内容、当該通所型サービス A について法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプラン等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第 17 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の額から当該事業所に支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の額

との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第18条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第19条 通所A事業所の管理者は、必要に応じて利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

(定員の遵守)

第20条 事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(緊急時の対応)

第21条 従事者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置

を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 22 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 23 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当通所 A 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所 A 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所 A 事業所において、従事者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第 25 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 26 条 事業者は、提供した通所型サービス A に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 27 条 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 27 条の 2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所 A 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所 A 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所 A 事業所において、従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実

施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 28 条 事業者は、通所事業所において経理を区分するとともに、通所型サービス A の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 29 条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 個別サービス計画

(2) 第 16 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 26 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第 27 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(通所型サービス A の提供に当たっての留意点)

第 30 条 通所型サービス A の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービス A の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めるものとする。

(2) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮するものとする。

(広告)

第 31 条 事業者は、通所 A 事業所についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大

なものでないようになさなければならない。

(揭示)

第 32 条 事業者は、通所 A 事業所の見やすい場所に事業の運営についての重要事項を揭示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所 A 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事業の廃止又は休止の届出と便宜の提供)

第 33 条 事業者は、当該通所型サービス A の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービス A を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該通所型サービス A を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービス A に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービス A 等が継続的に提供されるよう、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス A 事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(雑則)

第 34 条 この要綱に規定するもののほか、当該通所型サービス A の基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 (平成 28 年松江市告示第 441 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年松江市告示第 291 号）

この告示は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年松江市告示第 138 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この告示による改正後の松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業通所型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第 3 条第 3 項及び第 27 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

（業務継続に係る経過措置）

- 3 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 10 条の 2 の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 23 条第 2 項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。